

## 寄附金等取扱規程

### 第1条 【目的】

この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 【定義等】

- この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - ①一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - ②特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - ③特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から特別に受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### 第3条 【一般寄附金の募集】

- 本連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。
- 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することと募集しなければならない。

### 第4条 【特定寄附金の募集】

- 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募集寄附金の資金用途、その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。
- 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、定款第4条の公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。

### 第5条 【募金目論見書の交付等】

- 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは交付を省略することができる。

### 第6条 【受領書等の交付】

- 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に交付するものとする。
- 前項の受領書には、公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

### 第7条 【特定寄附金に係る結果の報告】

- 本連盟は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 本連盟は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支計算書及び当該支出の概要などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホーム

ページ上の公開に代えることができる。

#### 第8条【特別寄附金】

1. 本連盟は、特別寄附金を受領することができる。
2. 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
3. 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
  - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
  - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
  - ③ 寄附金の受け入れに起因して、本連盟が著しく資金負担が生じる場合
  - ④ 前3号に掲げる場合のほか、法令に抵触する場合、本連盟の業務遂行上支障があると認められる場合、及び本連盟が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

#### 第9条【情報公開】

この規程により受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及びホームページへの公開を含む閲覧等の措置を講ずるものとする。

#### 第10条【個人情報保護】

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

#### 第11条【改廃】

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成29年3月12日から施行する。